

会 議 録			
会議の名称	令和6年8月1日開催政策会議		
開催日時	令和6年8月1日（木曜日）午前9時00分から 午後3時10分まで		
出席者	区長、中村副区長、岩本副区長、松村副区長、教育長、技監、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、区長室長、生活文化政策部長、環境政策部長、保健福祉政策部長、都市整備政策部長、教育政策・生涯学習部長		
審議概要	1	世田谷区地域公共交通計画の素案について	道路・交通計画部
		【意見等】 ・世田谷区地域公共交通活性化協議会における審議等を踏まえ、世田谷区地域公共交通計画の素案を取りまとめた旨の説明があった。 ・砧モデル地区予約制乗合ワゴン事業について、実証運行結果を踏まえつつ、残りの公共交通不便地域の「重点検討地域」へ展開するための手法等、今後の事業の全体像を問う質問に対し、利用者数は徐々に増加傾向にあるとともに、協賛金も前年度と比較して増加しているとの回答があった。 また、他地域展開に関しては、現在、導入に向けた手引きを作成しており、地域のニーズ等を踏まえながら、新たなモビリティの活用等、具体的な内容を整理し、策定後は支所ごとにオープンハウスや意見交換を実施しながら取り組んでいきたいと考えている旨回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	2	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例素案、運用方針（第2次）及び支援策素案について	生活文化政策部
		【意見等】 ・（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例素案、運用方針（第2次）及び支援策素案について、犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会の意見等を踏まえた条例骨子及び運用方針（第1次）からの変更点、また、具体的な支援策の説明があった。 ・支援の対象要件についての質問に対し、原則は住民票が区内にあることを要件とし、判断を要する事案については、（仮称）支援制度運用委員会で審議するとの回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	3	世田谷区環境基本計画（素案）について	環境政策部
		【意見等】 ・令和7年度を初年度とする世田谷区環境基本計画の素案について、総合計画としての性格・位置づけを強化し、環境に関する各分野の施策の方向性を示すとともに、相乗効果を生む分野横断的な視点を強化する取組みの方向性について説明があった。 ・分野横断的な取組みの一つとして、環境教育に関する質問に対し、長期的な視点から子ども・若者世代への啓発が重要であることから、教育分野との連携を強化するとの説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	4	令和7年の混雑期に向けたくみん窓口・出張所の窓口改善について	地域行政部
		【意見等】 ・令和7年の混雑期に向けたくみん窓口・出張所の取組みについて、令和6年混雑期の取組みの結果を踏まえ、窓口混雑の解消に向けた各種取組みを実施するとともに、令和7年1月より導入する「書かない窓口」と合わせ、区民の利便性向上を図っていくことの説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	

審議概要	5	施設使用料等の見直しの考え方について	政策経営部
		【意見等】 ・2ページの区民会館、区民集会施設等、公園・スポーツ施設グループ以外の見直し検討対象施設のグループの管理運営経費増加の割合についても資料に記載すべきとの意見に対し、意見を踏まえ、追記を検討する旨回答があった。 ・3ページ「4 改定後の使用料等の額の考え方」について、高齢者・障害者への配慮についても検討すべきとの意見があり、関係所管と連携しながら今後検討していく旨の回答があった。 ・利用者負担対象経費に減価償却費が入っていない一方で、区民会館については建物の築年数によって使用料に差を設けている理由を問う質問があり、建物の減価償却の観点ではなく、築年数が経過しているかつ利用率が低い施設については、他の施設よりも料金改定幅を抑えることで、利用率の向上を図り、税外収入を増やすことを目的に取り入れた旨の回答があった。 【審議結果】 出された意見を基に資料を修正のうえ、特別職に確認することで付議事案を了承とする。	
審議概要	6	世田谷区子ども条例の一部改正（素案）について	子ども・若者部
		【意見等】 ・世田谷区子ども条例を一部改正する条例（素案）は、骨子案の内容を具体的に条文化したものであり、条例前文や権利カタログ等については中高生世代の子どもたちが「子ども条例検討プロジェクト」において検討した条文であるとの説明があった。 ・子どもが分かる言い回しにすべきという意見があり、子どもに知ってもらうことが重要であるため、引き続き、条文の表現を精査するとともに周知啓発を工夫するという回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	7	世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（素案）について	子ども・若者部
		【意見等】 ・世田谷区子ども計画について、切れ目なく総合的に施策を展開していくという考えのもと、「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」に名称を変更し、子ども・若者の声をもとに子ども・子育て会議等で議論した意見を踏まえて素案をとりまとめたとの説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	8	世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）（素案）について	子ども・若者部
		【意見等】 ・令和2年度に策定した「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年度～令和11年度）」について、児童福祉審議会臨時部会の議論や子どもの声等をもとに、これまでの取組み状況の評価検証も踏まえた中間見直しの素案をとりまとめたとの説明があった。 ・代替養育を必要とする児童数の推計値を下方修正する理由は何かという問いに対し、区児相開設以来、親子支援や家庭復帰、家族再統合を丁寧に行っていることによる措置児童数の減少が理由であるとの回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
備考			
所管課 (会議録作成所管)		政策経営部 政策企画課	